春日部市告示第５２９号

屋外広告物の保管について

屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号）第８条の規定に基づき、簡易除却により保管している屋外広告物の保管物件一覧簿を別紙のとおり告示する。

令和８年１０月１６日

春日部市長　岩　谷　一　弘
（　公　印　省　略　）

屋外広告物等保管物件一覧簿

保管を始めた日時		簡易除却した日から保管			
保管の場所		春日部市東中野７５３			
整理番号	名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却した日時	備考
１	はり札	２５	春日部市内	令和８年７月６日	
２	立看板（カラーコーン）	３	春日部市内	令和８年７月６日	

※返還を申請される場合は、保管期間内に都市整備部都市計画課に申し出てください。　保管期限：告示日より６月間

屋外広告物等保管物件一覧簿

保管を始めた日時		簡易除却した日から保管			
保管の場所		春日部市東中野７５３			
整理番号	名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却した日時	備考
１	はり紙	３	春日部市内	令和８年８月４日	
２	はり札	１２	春日部市内	令和８年８月４日	

※返還を申請される場合は、保管期間内に都市整備部都市計画課に申し出てください。　保管期限：告示日より６月間

屋外広告物等保管物件一覧簿

保管を始めた日時		簡易除却した日から保管			
保管の場所		春日部市東中野７５３			
整理番号	名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却した日時	備考
１	はり札	３０	春日部市内	令和８年９月９日	
２	立看板（カラーコーン）	１	春日部市内	令和８年９月９日	

※返還を申請される場合は、保管期間内に都市整備部都市計画課に申し出てください。　保管期限：告示日より６月間